

横浜市立大学 J - PEAKS 推進室設置規程

制定 令和 7 年 5 月 12 日 規程第 48 号

(目的及び設置)

第 1 条 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（以下、「J-PEAKS」という。）の採択に伴い、研究力を核とした戦略的経営の推進、研究力強化のための環境整備、研究活動の国際展開や社会実装の加速、ひいては、我が国全体の研究力の発展を牽引する地域研究大学群の形成を目指し、本学に J-PEAKS 推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 推進室は次の事項を所管する。

- (1) J-PEAKS の重要事項の決定に関すること
- (2) J-PEAKS の進捗管理に関すること
- (3) J-PEAKS の予算管理に関すること
- (4) その他、J-PEAKS 推進に関すること

(組織)

第 3 条 推進室に室長、副室長及び室長補佐を置く。

- 2 室長は、特命副学長（J-PEAKS 統括担当）をもって充てる。
- 3 副室長は、事務局長をもって充てる。
- 4 室長補佐は、J-PEAKS 伴走支援チームのリエゾンをもって充てる。
- 5 その他室長が必要と認める者

(職務)

第 4 条 室長は、推進室の職務を掌理する。

- 2 副室長は、推進室の業務を補佐し、必要な業務を行う。
- 3 室長補佐は、室長の業務を補佐し、必要な職務を行う。

(運営委員会の設置)

第 5 条 J-PEAKS 推進のため、推進室に「J-PEAKS 運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する要綱等は、別に定める。

(庶務)

第 6 条 推進室に関する庶務は研究・産学連携推進課及び企画財務課において行う。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 7 年 規程第 48 号）

この規程は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。